



島根県報

平成22年3月12日（金）

第2,169号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障 害 者 福 祉 課）	4
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（農 畜 産 振 興 課）	4
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ " ）	7
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	8
解除予定保安林（2件）	（ " ）	8
森林法第189条の規定による掲示及び告示	（ " ）	9
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	9
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料	（建 築 住 宅 課）	9

【公 告】

平成21年度島根県准看護師試験の合格者	（医 療 対 策 課）	12
---------------------	-------------	----

【漁調委告示】

海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催		13
-------------------------------	--	----

告 示

島根県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ウェルガーデンたんぽぽ	出雲市塩冶町1978-2	平成21年12月4日
ウォンツ薬局 益田乙吉店	益田市乙吉町イ102番地1	平成22年 3月1日

島根県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
川上外科病院	松江市上乃木三丁目11番10号	平成21年 6月5日

島根県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
大田市	大田市大田町吉永1428-3	通所リハビリテーション	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成21年12月1日
大田市	大田市大田町吉永1428-3	訪問リハビリテーション	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成22年 1月14日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	通所介護	生協ふらここデイサービス	松江市佐草町458-1	平成22年 2月2日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	介護予防通所介護	生協ふらここデイサービス	松江市佐草町458-1	平成22年 2月2日
エイコー電子工業株式会社	出雲市知井宮町5-1	訪問介護	訪問介護事業所 ゆうゆう広場	出雲市知井宮町5-1	平成22年 2月15日
エイコー電子工業	出雲市知井宮町5	介護予防訪問介	訪問介護事業所	出雲市知井宮町5	平成22年 2月15日

株式会社	－ 1	護	ゆうゆう広場	－ 1	
社会福祉法人 太陽とみどりの里	太 安来市広瀬町下山佐330番3	認知症対応型共同生活介護	グループホーム なごみ	安来市広瀬町広瀬1911－1	平成22年 2月24日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	太 安来市広瀬町下山佐330番3	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム なごみ	安来市広瀬町広瀬1911－1	平成22年 2月24日
医療法人 あすか	益田市乙吉町口33番地	通所介護	あすか デイサー ビスセンター	益田市中島町イ1454番地1	平成22年 2月24日
医療法人 あすか	益田市乙吉町口33番地	介護予防通所介護	あすか デイサー ビスセンター	益田市中島町イ1454番地1	平成22年 2月24日

島根県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 みずうみ	松江市西法吉町36番1号	通所介護	すまいるデイサー ビスセンター	松江市法吉町626－1	平成20年 3月31日

島根県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所 在 地
			変更前	変更後		
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐330番3	介護予防訪問介護	太陽とみどりの里 ヘルパーステーション	太陽ヘルパーステーション	安来市広瀬町広瀬1911－1	平成20年 4月 1日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐330番3	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	太陽とみどりの里 訪問入浴介護事業所	太陽訪問入浴ステーション	安来市広瀬町広瀬1911－1	平成20年 4月 1日

島根県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する 事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 太陽とみど りの里	安来市広瀬町 下山佐330番3	訪問入浴介 護	太陽とみどりの 里訪問入浴介 護	安来市広瀬町下 山佐330-3	安来市広瀬町広 瀬1911-1	平成19年10月1日
		介護予防訪 問入浴介護	事業所			

島根県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する 事業	事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 太陽とみど りの里	安来市広瀬町 下山佐330番3	居宅介護支 援事業	社会福祉法 人 太陽と みどりの里 介護支援 室	ひだ介護支 援室	安来市広瀬 町下山佐330 -3	安来市広瀬 町西比田 1445-6	平成16年10月1日

島根県告示第169号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ウォンツ薬局益田乙吉店	益田市乙吉町イ102番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 3 月 1 日

島根県告示第170号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、

同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発 生予防	1 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している雌 牛及びこれらと同一施設内 で飼育している生後90日を 経過した牛のうち、家畜保 健衛生所長が必要と認める 牛 2 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している 雄牛及びこれらと同一施設 内で飼育している生後90日 を経過した牛のうち、家畜 保健衛生所長が必要と認め る牛 3 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜	ブルセラ急速 凝集反応法と し、必要に応 じて試験管凝 集反応法又は 補体結合反応 法とする。	1 松江市（旧鹿島 町及び旧玉湯町の 区域に限る。）、 出雲市（旧平田 市、旧佐田町及び 旧多伎町の区域に 限る。）、安来市 （旧広瀬町の区域 に限る。）、飯南 町、川本町、美郷 町及び邑南町	平成22年4月1 日から平成23年 3月31日までの 間において当該 家畜の所在地を 管轄する家畜保 健衛生所長が指 定する日
				2及び3 当該家畜 の所在地を管轄す る家畜保健衛生所 長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予 防	1 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している雌 牛及びこれらと同一施設内 で飼育している生後90日を 経過した牛のうち、家畜保 健衛生所長が必要と認める 牛 2 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している 雄牛及びこれらと同一施設 内で飼育している生後90日 を経過した牛のうち、家畜 保健衛生所長が必要と認め る牛 3 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜	ツベルクリン 皮内注射法	1 松江市（旧鹿島 町及び旧玉湯町の 区域に限る。）、 出雲市（旧平田 市、旧佐田町及び 旧多伎町の区域に 限る。）、安来市 （旧広瀬町の区域 に限る。）、飯南 町、川本町、美郷 町及び邑南町	平成22年4月1 日から平成23年 3月31日までの 間において当該 家畜の所在地を 管轄する家畜保 健衛生所長が指 定する日
				2及び3 当該家畜 の所在地を管轄す る家畜保健衛生所 長が指定する区域	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生 予防	1 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している雌 牛及びこれらと同一施設内 で飼育している生後6ヶ月 を経過した牛のうち、家畜	スクリーニン グ法又はエラ イザ法とし、 必要に応じて ヨーニン検	1 松江市（旧鹿島 町及び旧玉湯町の 区域に限る。）、 出雲市（旧平田 市、旧佐田町及び	

		<p>保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>旧多伎町の区域に限る。)、安来市(旧広瀬町の区域に限る。)、飯南町、川本町、美郷町及び邑南町</p> <p>2 から 4 まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条の規定に該当する場合を除く。)	エライザ法	県下全域	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	<p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬</p> <p>2 種付けの用に供し、又は</p>	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	

		供する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬			
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ 予防注射	牛の炭疽 ^そ の発生	家畜防疫員が必要と認める	皮下注射法	県下全域	平成22年 4月 1日から

	予防	牛			平成23年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
--	----	---	--	--	---

島根県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市島根町加賀4752、4756-1、4756-12、4756-16から4756-18まで、4757-2、4757-4、4757-6、4757-24

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第173号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

松江市島根町野井1027-2（次の図に示す部分に限る。）、1027-4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第174号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

松江市島根町野井1027-1、1027-2（次の図に示す部分に限る。）、1027-3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(次の図は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第175号

平成21年農林水産省告示第1639号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市三刀屋町上熊谷1633	藤原 眞由美	雲南市三刀屋町三刀屋390
雲南市三刀屋町上熊谷1641-1	高尾 声広	松江市東津田866-1

島根県告示第176号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成18年島根県告示第174号による保険に付すべき義務は、平成22年 3 月 2 日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

多伎町加入区

島根県告示第177号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第50条第1項の規定により、入居者駐車場の使用料を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第19条第2項の規定により告示し、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料(平成19年島根県告示第11号)は、廃止する。

平成22年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

所在地	団地の名称	使用料
松江市	幸町団地	2,310円

	長者原団地	1,680円
	山代団地	1,575円
	古志原団地	1,785円
	浜佐陀団地	1,470円
	湍北台団地	— (630円)
	第二山代団地	1,890円
	八幡団地	— (735円)
	八重垣団地	— (630円)
	茶臼山団地	1,575円
	比津が丘団地	1,785円
	湖北団地	1,470円
	東津田団地	1,680円
	第二湍北台団地	1,680円
	新古曾志団地	1,575円
	津田明神団地	1,785円
	西津田団地	1,680円
	東光台団地	1,680円
	古江団地	1,470円
	湯町団地	— (420円)
	宍道緑が丘団地	1,470円
浜田市	瀬戸ヶ島団地	1,680円
	緑ヶ丘団地	1,680円
	周布団地	1,365円
	小福井団地	— (735円)
	汐入団地 1	1,785円
	汐入団地 2	1,680円
	汐入団地 3	1,680円
	汐入団地 4	1,680円
	内田団地	— (420円)
	浜田漁民団地	1,575円
	二反田団地	1,890円
	石原団地	1,785円
	黒川団地	1,575円
	日脚団地	1,470円
	笠柄団地	1,785円
	旭インター団地	1,155円

	三隅駅前団地	1,260円
	向野田団地	1,260円
	第二向野田団地	1,260円
出雲市	天神団地	1,575円
	上島団地	— (210円)
	古志団地	1,260円
	小山団地	— (1,050円)
	一の谷団地	1,470円
	大津団地	1,575円
	塩冶団地	1,890円
	有原団地	1,890円
	今市団地	1,575円
	灘分団地	1,260円
	牧戸団地	1,365円
	小境団地	— (315円)
	駅南団地	1,575円
	山内団地	1,260円
	益田市	染羽団地
沖田団地		1,785円
久城団地		1,470円 (525円)
久城東団地		1,365円
矢田団地		1,365円
高津団地		1,680円
原浜団地		— (525円)
高角団地		1,470円
土井団地		1,470円
新矢田団地		1,470円
吉田南団地		1,680円
飯田団地		1,470円
吉田団地		1,890円
仙道団地		1,050円
椎ノ木団地	— (105円)	
大田市	沢田団地	1,470円
	諸友団地	1,575円
安来市	白井団地	1,785円
	東白井団地	1,680円

	神塚団地	1,470円
	和田団地	1,575円
江津市	沖の浜団地	— (315円)
	新星島団地	1,470円
	青山団地	1,365円
	渡津団地	1,365円
	江津中央団地	1,365円
八束郡東出雲町	揖屋団地	— (525円)
	羽入団地	— (315円)
飯石郡飯南町	赤名団地	— (210円)
簸川郡斐川町	直江団地	1,260円
	荘原団地	1,470円
鹿足郡津和野町	桂川団地	— (525円)
鹿足郡吉賀町	溝上団地	— (210円)
	皆富団地	— (105円)
隠岐郡西ノ島町	新由良団地	1,260円
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,260円
	宮城ヶ丘団地	1,260円
	月無団地	1,365円

備考

- 1 使用料は、1 駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が2 駐車区画の使用許可を受けた場合の2 台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の2 倍とする。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 () 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地1」は「汐入団地の1号棟及び2号棟」を、「汐入団地2」は「汐入団地の3号棟」を、「汐入団地3」は「汐入団地の16号棟、17号棟、18号棟及び19号棟」を、「汐入団地4」は「汐入団地の新5号棟、新6号棟及び新7号棟」を示す。

公 告

平成21年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成22年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(受験番号)

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013
0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026
0027	0028	0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039
0040	0041	0042	0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052
0053	0054	0055	0056	0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065
0066	0067	0068	0069	0070	0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078
0079	0080	0081	0082	0083	0084	0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091
0092	0093	0094	0095	0096	0097	0098	0099	0100	0101	0102	0103	0104
0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112	0113	0114	0115	0116	0117
0118	0119	0120	0121	0122	0123	0124	0125	0127	0128	0129	0130	0131
0132	0133	0134	0135	0136	0137	0138	0139	0140	0141	0142	0143	0144
0145	0146	0147	0148	0149	0150	0151	0152	0153	0154	0155	0156	0157
0158	0159	0160	0161	0162	0164	0165	0166	0167	0168	0169	0170	0171
0172	0173	0174	0175	0176								

〈平成21年度島根県准看護師試験における採点除外等の取り扱いをした問題について〉

【問題番号】問15 問91

【採点上の取扱い】すべての選択肢を正解として採点した。

〈平成21年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

1問1点(150点満点)とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点90点以上/150点

漁 業 調 整 委 員 会 告 示

島根海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成22年3月12日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成22年3月25日14時	松江市朝日町478-18 松江テルサ中会議室	海面における区画漁業権に係る漁場計画案について(島根海区分)

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

平成22年3月15日から同年3月24日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課及び松江水産事務所